



○年末調整指導会のお知らせ

下記のとおり年末調整指導会を開催いたします。給与の支払者は、源泉徴収義務者となり年末調整する必要がございますので、是非ご利用下さい。

日 時
場 所
手 数 料
持参資料

平成27年1月5日(月)～9日(金)午前9時～午後4時

飯舘村商工会臨時事務所

300円／人（税抜き）第47回通常総会承認済み

- ①源泉徴収簿
- ②扶養控除等（異動）申告書
- ③保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書
- ④生命保険料・地震保険料・国民年金・小規模企業共済控除証明書
- ⑤社会保険料支払額（年額）
- ⑥納付書
- ⑦給与支払者の印鑑



※専従者、従業員の氏名、住所、生年月日等を漏れなくご記入頂きご持参下さい。

※中途就職者がおられる方は、前職の給与支払報告書が必要です。

○個人事業者の平成26年分消費税確定申告に関するお知らせ

平成26年4月1日から消費税（地方消費税含む）の税率は8%です。

平成26年分（平成26年4月1日を含む課税期間）の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

【注意して下さい】

- 1 課税取引に対する適用税率は、①平成26年3月31日以前は5%、②平成26年4月1日以後は8%ですが、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により5%が適用される場合があります。
- 2 帳簿等では、非課税取引等についても区分する必要があります。
- 3 簡易課税制度が適用される事業者は、課税売上高のみから納付する消費税額を計算できますので、課税仕入れ（仕入・必要経費等）について適用税率ごとに区分する必要はありません。

※詳しくは同封の個人事業者の平成26年分消費税確定申告の留意点についてのチラシをご覧ください。ご不明な点は商工会までお問い合わせ下さい。

○商工会年末年始閉館のお知らせ

今年も、残すところあとわずかとなりました。商工会で下記の期間中閉館となりますので、よろしくお祈りいたします。

平成26年12月27日（土）～平成27年1月4日（日）



○商工会会員交流イベントを開催

11月22日（土）～23日（日）1泊2日の日程で会員の親睦を目的に開催しました。当日は皆様にボウリングを楽しみ、その後、飯坂温泉ホテル聚楽に移動し、男女共生センターの方を講師としてお招きし、男女共同参画についての講話会を開きました。交流会ではボウリング大会の表彰を行い、大いに盛り上がりました。ボウリング大会の結果は下記の通りです。

商工会では今後も、会員の皆様が交流できるような場を持ちたいと思っておりますので、その際にご参加をよろしくお願い致します。

順位	スコア	事業所名	氏名	商品
1位	311	あぶくま信用金庫	佐藤幸恵	レイコップ
2位	298	協北工建	渡辺照由	車用プラズマクラスター
3位	272	(有)長谷川電気工事	長谷川圭子	ビール1箱
4位	270	佐藤工業	佐藤健太	4,000円商品券
5位	244	マルキン産業	目黒欣児	3,000円商品券
10位	210	(有)合同カッター	森 勝	米（10kg）
15位	187	事務局	木幡昌博	3,000円商品券
20位	172	なんじゃもんじゃ	細山利文	お菓子詰め合わせ
BB賞	144	はる美容室	細山ハルヨ	カップ麺
BM賞	134	事務局	佐藤英里	大吟醸
参加賞		上記以外の方		食器用洗剤

(敬称略)



○3部会(商業・建設・製造)合同視察研修

商業部会・製造部会・建設部会では、11月29日から30日にかけて、30名の参加をいただき合同視察研修を実施しました。出発時はあいにくの雨模様でしたが、自立式電波塔としては世界一の高さを誇る東京スカイツリーを見学した際は、天候に恵まれ雲海の中から富士山を見ることができました。

また、屋形船で懇親会を行い、震災後希薄となりがちな異業種間の交流を図りました。

2日間を通して、浅草仲見世通り、築地場外市場、小江戸川越と異なる商店街を見学することで有意義な研修となりました。



○事務局からのお知らせ

平成26年11月25日付けで復興支援員の後任として、斎藤あや子が着任しましたのでよろしくをお願いします。



11月から勤務させて頂くことになりました斎藤あや子です。商工会勤務は未経験のため先輩方に教えて頂きながら、少しでも会員の皆様のお役にたてるよう頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。



○福島県産業別最低賃金の改正について

福島県産業別最低賃金は、5業種全てについて改正が決定されました。各最低賃金額は下記の通りです。詳細は同封いたしました福島県最低賃金についてのチラシをご確認ください。

業種（日本標準産業分類）	最低賃金額	発効日
非鉄金属製造業最低賃金	802円	平成26年11月28日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）を除く）	753円	平成26年12月13日
自動車小売業最低賃金（二輪自動車小売業（原動機付き自転車を含む）を除く）	785円	平成26年12月17日
計測器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	787円	平成26年12月27日
輸送用機械器具製造業最低賃金	789円	平成26年12月27日

※次に掲げられる者は除かれますが、福島県最低賃金（689円）が適用されます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④①～③のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあっては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

○商工会女性部事業活動報告

11月11日（火）毎月行っているピラテス教室終了後、場所を移動して福島市カルチャーホールにて「ブリザーブドフラワーリース作成教室」を開催しました。穴戸ひろえ先生指導のもと、とても素敵なリースを作成することが出来ました。女性部では随時部員を募集しております。

